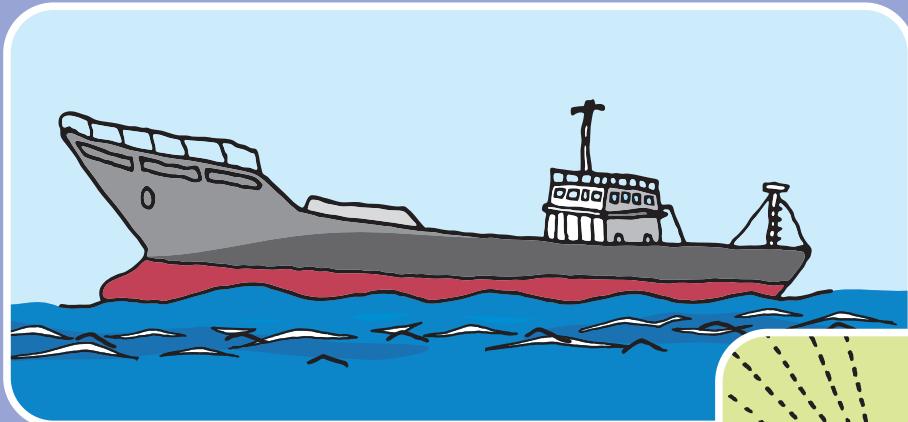


建築物、船舶等の 解体等の作業における石綿対策

改正石綿障害予防規則の概要

船舶解体における石綿の除去時の隔離の措置等が新たに盛り込まれた改正石綿障害予防規則が **平成23年8月1日** より施行されます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

改正の概要

(平成23年8月1日施行)

○石綿障害予防規則（石綿則）の改正の概要

建築物解体におけると同等の措置が、船舶（鋼製の船舶に限ります）の解体についても義務づけられることとなりました。具体的には次のとおりです。

(1) 石綿等を除去する際の隔離等（第6条関係）

壁等に石綿等が吹き付けられた船舶の解体等の作業を行う際に、当該石綿等を除去するに当たり、それ以外の作業を行う作業場所から隔離、集じん・排気装置の設置、負圧化、前室設置等の措置を行うことが必要になりました。

(2) 石綿等を除去する際の電動ファン付き呼吸用保護具等の使用（第14条関係）

船舶内において、(1)により隔離を行った作業場所で、吹き付けられた石綿等を除去するに当たり、労働者に電動ファン付き呼吸用保護具、又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等を使用させることが必要になりました。

(3) その他

ア 石綿等を除去する際のあらかじめの届出（第5条関係）

石綿等が使用されている船舶の解体等の作業を行う際に、石綿等を除去するに当たり、労働基準監督署長にあらかじめ届け出ることが必要になりました。

イ 石綿等を切断等しない場合の作業者以外の立入禁止等（第7条関係）

石綿等が使用されている船舶の解体等の作業を行う場合であって、石綿等を切断等しない場合に、作業を行う労働者以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を掲示することが必要になりました。

ウ 吹付け石綿が損傷等している場合の除去等管理（第10条関係）

石綿等が吹き付けられた船舶において、損傷・劣化等により就業する労働者が石綿等にばく露するおそれがある場合、除去、封じ込め等を行わなければなりません。また、労働者が臨時に就業する場合には呼吸用保護具等を使用させなければなりません。

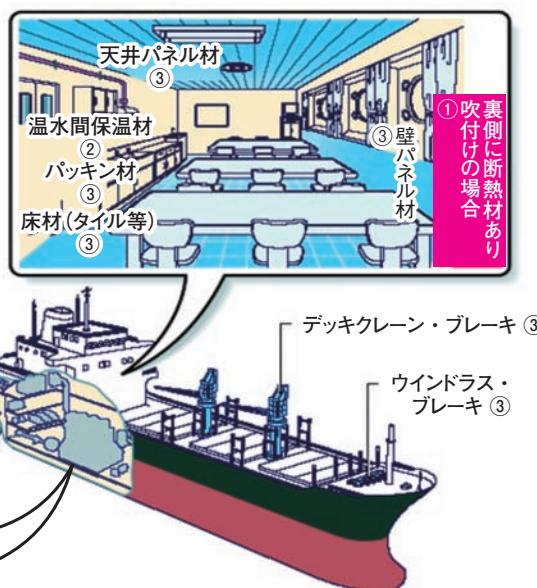
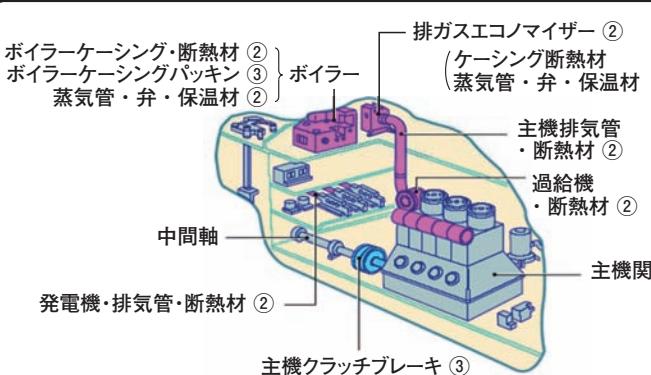
船舶における使用箇所の例

石綿が使用されている可能性がある主な部位は下図のとおりです。

● 石綿使用部位

①、②、③の数字は後出の「建築物、船舶等の解体等における石綿等の除去等に対する規制の体系」の表の①、②、③に対応するものです。

◎機関室
配管保温材 ②
配管・パッキン ③
エンジンケーシング・天井断熱材 ②



(財)日本船舶技術研究協会
「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」より